

2 訪問入浴介護サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
		イ	エ		
12 1111	訪問入浴	イ 訪問入浴介護費 看護職員1人及び介護職員2人 1,260 単位	介護職員3人の場合 × 95%	1,260	1回につき
12 1112	訪問入浴・部分浴		清拭又は部分浴のとき × 90%	1,134	
12 1121	訪問入浴・職員のみ			1,197	
12 1122	訪問入浴・職員のみ・部分浴		清拭又は部分浴のとき × 90%	1,077	
12 4111	訪問入浴同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
12 4112	訪問入浴同一建物減算2		同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算		
12 8000	特別地域訪問入浴介護加算	特別地域訪問入浴介護加算 所定単位数の 15% 加算			1回につき
12 8100	訪問入浴小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算			
12 8110	訪問入浴中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算			
12 4113	訪問入浴初回加算	ロ 初回加算 200 単位加算		200	1月につき
12 6133	訪問入浴認知症専門ケア加算Ⅰ	ハ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3 単位加算	3	1日につき
12 6134	訪問入浴認知症専門ケア加算Ⅱ		(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4 単位加算	4	
12 6099	訪問入浴サービス提供体制加算Ⅰ	ニ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 44 単位加算	44	1回につき
12 6100	訪問入浴サービス提供体制加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 36 単位加算	36	
12 6101	訪問入浴サービス提供体制加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12 単位加算	12	
12 6106	訪問入浴処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 58/1000 加算		1月につき
12 6105	訪問入浴処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算		
12 6102	訪問入浴処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 23/1000 加算		
12 6103	訪問入浴処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算		
12 6104	訪問入浴処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算		
12 6111	訪問入浴特定処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 21/1000 加算		
12 6112	訪問入浴特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 15/1000 加算		
12 8300	訪問入浴令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応 所定単位数の 1/1000 加算			